

「TPP11」「日欧EPA」発効へ： 日本主導による自由貿易圏構築の行方

慶應義塾大学経済学部教授
東アジア・アセアン経済研究センター(ERIA)チーフエコノミスト
木村 福成

1. 両協定の意義

- 規模
- 内容
- 文脈

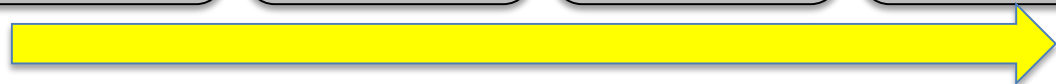
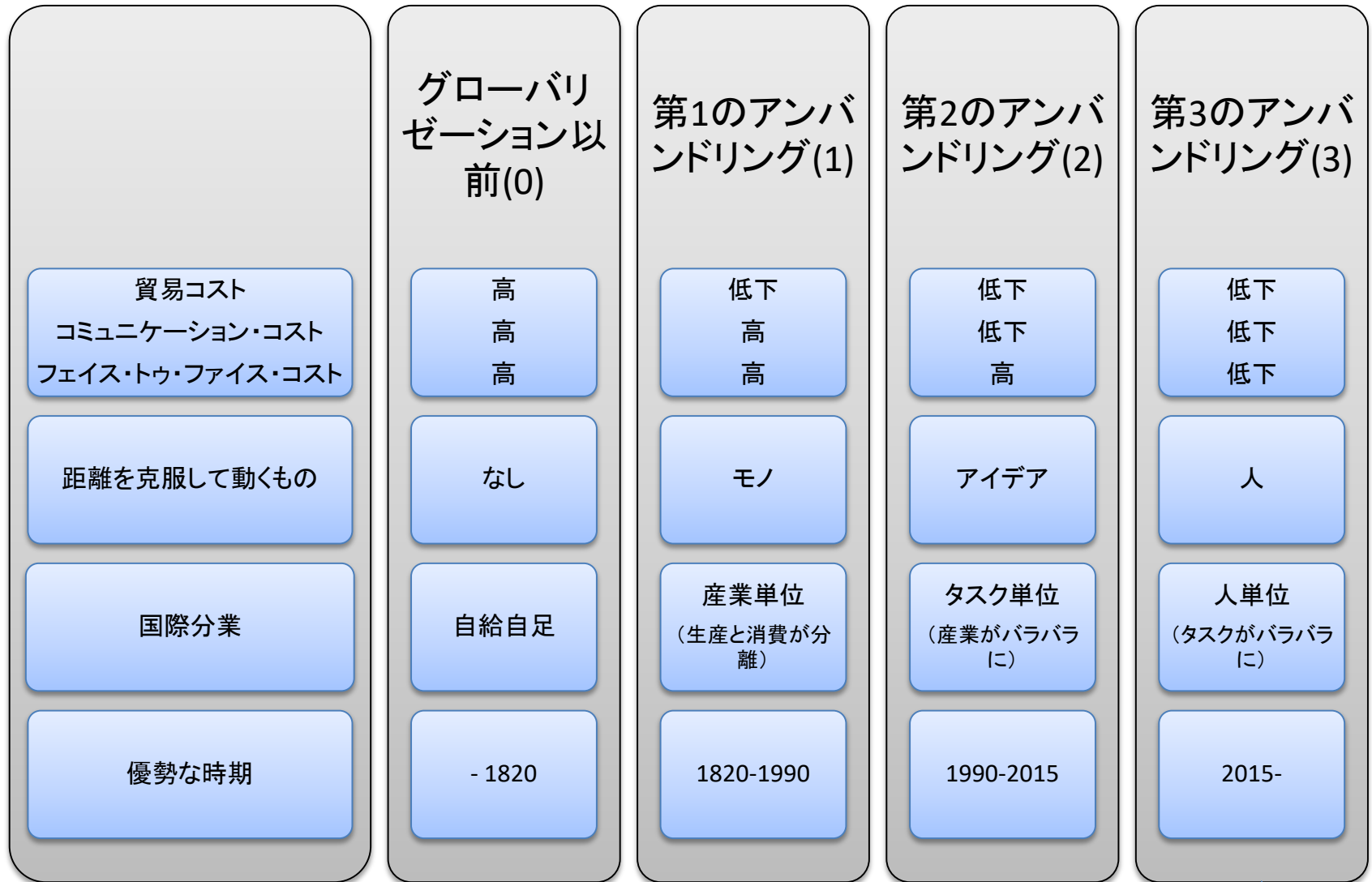
2. ルールに基づく貿易体制の危機

- 米トランプ政権の貿易政策は問題だらけ
 - 自由貿易協定 (FTAs) の再交渉
 - New KORUS, USMCA (new NAFTA)
 - 輸出自主規制、安全基準、非対称な原産地規則、労働コスト、為替レート操作、非市場国...
 - WTO整合性が疑われる貿易措置
 - 1962年通商拡大法232条 (cf. GATT21条)
 - 鉄鋼 (25%関税)・アルミ製品 (10%関税); 特定国向け; EU、カナダ等による対抗措置 (一部実施済み)。
 - 自動車 (6月21日調査開始を発表)。
 - 1974年通商法301条
 - 知財侵害を理由に対中制裁関税発動を発表 (7月6日より1,333品目につき25%; 拡大の可能性あり)。中国も報復関税を課すと表明 (7月6日より545品目につき25%; 拡大の可能性あり)...
 - 他国による報復・対抗措置、セーフガードもWTO整合性を再確認する必要あり。
- 貿易縮小による直接的な損失のみならず、ルールに基づく国際貿易体制の崩壊が懸念される。
 - 「ルールよりもディール」: 管理貿易への道。
 - 政治・安全保障とのリンクも危険。

3。関税戦争は時代錯誤

- 二国間貿易赤字(1980年代)、重商主義(18世紀)...
- 1990年以降、特に東アジアでは、工程間・タスク間国際分業(第2のアンバンドリング)が優勢に。
 - 生産活動のグローバル化、部品・中間財貿易の拡大。
 - 関税撤廃を超えて、より高いレベルの自由化・円滑化(モノ、サービス、投資)を志向。
- さらに近年、デジタル・エコノミーが到来。
 - B2C、C2Cのマッチング・コストの低下。
 - 小売業、運輸サービス、観光・宿泊業、金融業などで新しいビジネス・モデルが登場。
 - サービス・アウトソーシング(第3のアンバンドリング)の隆盛も間近。
 - 新たな国際ルールの必要性増大。
 - 例: 自由なデータ・フローとそのためのバックアップ政策。
- 中国を含む新興国の台頭。
 - 補助金、国有企業、知財保護、電子商取引など。

距離の克服とアンバンドリング (cf. Baldwin (2016))



4. 日本のメガFTAs戦略

- メガFTAs: 2013年に一斉に交渉開始、保護主義的風潮に反発して加速。
 - Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership (CPTPP or TPP11)
 - 2018年12月30日: 6カ国で発効、他の国も続く見込み。
 - Japan-EU EPA
 - 2018年7月17日署名
 - 2019年2月1日発効を目途に批准プロセスが進んでいる。
 - Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP)
 - 2013年5月: 交渉開始
 - 「ASEAN中心性」保持のため極めて重要
 - 交渉、加速されるか？
 - China-Japan-Korea FTA
 - 2013年3月: 交渉開始
 - RCEP交渉に先行できるか??
- 米国との貿易交渉
 - 日本、交渉範囲の限定と時間稼ぎに注力
 - 物品貿易協定(TAG)、2019年1月に交渉開始
 - 農業保護と自動車が課題に
 - いかにかdirty dealsを避けるか？安全保障とのリンク??

5. CPTPPとJapan-EU EPA

- 日本にとって画期的な協定
 - 自由化(市場アクセス)の水準
 - 国際ルール作りの出発点
- 第2のアンバンドリングとデジタル経済をサポート
- 新興国・発展途上国のための標準を設定
- 米国のノーマル・トラックへの復帰を喚起

CPTPP

- 2010年3月:P4(ブルネイ、チリ、NZ、シンガポール) + 米・豪・ベトナム・チリがTPP交渉開始
- マレーシア、カナダ、メキシコが参加
- 2013年7月:日本、TPP交渉参加
- 2016年2月:TPP署名
 - 2017年:日本NZ、批准
- 2017年1月:米国、TPPから離脱
- 2017年5月:CPTPP (TPP11)交渉開始
- 2018年3月:CPTPP署名
- 2018年10月31日:メキシコ、日本、シンガポール、NZ、カナダ、豪が批准完了
- 2018年12月30日:6カ国で発効。他の交渉国も批准後60日で発効(ベトナム批准済み)。
- 2019年?:新規加盟交渉開始?

Jp-EU EPA

- 2013年4月:交渉開始
- 2018年7月17日:署名
- 2018年11月5日:EU国際貿易委員会承認、12月に欧州議会へ
- 2018年11月6日:日本、閣議承認、衆議院へ。
- 2019年2月1日:発効?
 - 2019年3月29日:Brexit?
 - 2019年5月23-26日:欧州議会選挙?

CPTPPの内容

- 5億人、世界GDPの13%をカバー。
- 22の凍結項目（半数は知財関係）以外はTPP条文をそのまま保持。
- 市場アクセス
 - 関税撤廃：日本（95%；農業！）以外は99-100%
 - サービス、投資：ネガティブ・リスト方式、投資家対国の紛争解決（ISDS）
- ルール作り
 - 政府調達、知財、競争
 - 新たな項目（中国等新興国を念頭に）
 - 電子商取引
 - 大原則：自由なデータ移動、データ・ローカリゼーション要求の禁止（cf. EU: GDPR）
 - バックアップ政策が必要
 - 国有企業（SOEs）等
 - 経済活動のグローバル化と競争条件の平準化
 - 将来的には海外援助についても規律が必要か？
 - グローバルな課題
 - 労働（ILO Guideline+）
 - 環境（特に漁業関係等）
 - 規制施行、行政手続きの透明性・迅速化

Japan-EU EPAの内容

- 6.4億人、世界GDPの28%をカバー。
- 市場アクセス
 - 関税撤廃: 日本 94% (ag. 82%, manu. 100%)、EU: 99%
 - サービス、投資: ネガティブ・リスト方式
 - 自然人の移動
 - GATS+(投資家、契約に基づくサービス提供者、独立の自由職業家、短期商用訪問者、家族など)
- ルール作り
 - 「非関税障壁」: 自動車と自動車部品など
 - 電子商取引
 - 関税不賦課、ソースコード強制開示の禁止、電子承認・署名など
 - GDPR: 別途交渉(進行中)
 - 政府調達: WTO-GPA+ (鉄道関係等)
 - 国有企業: 無差別待遇、商業的考慮
 - 知的財産
 - 地理的表示(GI): EU 210品目、日本 56品目(新たに制度導入)
 - 投資に関する紛争解決等: 別途交渉
 - 貿易と持続可能な開発
 - 適当と認めるILO基本条約及びその他のILO条約の批准に努めること...
 - 例: ILO 105: abolition of forced labour convention, 111: Discrimination (employment and occupation) convention
 - 規制協力
 - 「動物福祉」

經濟效果(推計)

CPTPP

- 日本・内閣官房、2015年12月* [GTAP+] for TPP12
 - 日本: GDP 2.6%増加
- 日本・内閣官房、2017年12月** [GTAP+] for CPTPP
 - 日本: GDP 1.49%増加

Japan-EU EPA

- 日本・内閣官房、2017年12月** [GTAP+]
 - 日本: GDP 0.99%増加
- Felbermayr, et al. (2018) [Eaton-Kortum model+]
 - 日本: 0.31% of GDP, EU: 0.10% of GDP
 - 厚生増加: 14% from tariffs, 86% from NTB reform (parameters from the EU-Korea FTA)

• https://www.cas.go.jp/jp/tpp/kouka/pdf/151224/151224_tpp_keizaikoukabunnseki02.pdf (in Japanese only)

** http://www.cas.go.jp/jp/tpp/torikumi/pdf/20171221_eutpp_bunseki.pdf (in Japanese only)

5. RCEPとCJK FTA?

- Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP)
 - ASEAN10 + 6 (CJK, Aus., NZ, and India)
 - 東アジアの生産ネットワークを支え、「ASEAN中心性」を保持するために重要。
 - 18分野のうち5分野で合意。年内の大筋合意は困難に。
 - 交渉は加速されているが、関税、知財、電子商取引等の重要分野で各国の主張の開きが大きい。
- China-Japan-Korea FTA
 - もともとは、RCEP交渉に先行することを意図。
 - しかし、遅々たる進行。

6. 米国との交渉...

- 日本、CPTPPと日EU EPAの発効に至るまでの時間稼ぎに成功。
- しかし、いずれにせよ、米国との交渉は回避できない。
- 日本、米国とはTPPの文脈で1度交渉済み。新交渉の交渉範囲を狭めたい。
 - 農業(政治的コスト;自由化は必要だが)
 - 自動車
 - 232条? 二国間FTA? いずれにせよ、新NAFTAが発効すれば、貿易障壁は不可欠となる。?
 - ライトハイザー氏=Mr. VER!
- 安全保障問題とのリンクは避けてたい(cf. 韓国)。
- New NAFTAとの関係で非市場国に関する不穏な約束。

7. 結論

- 米国の貿易政策は危険な状況が続く。直接的な負の経済効果のみならず、ルールに基づく貿易体制の弱体化が懸念される。
- メガFTAs戦略は、台頭する保護主義を押し返すために我々ができることの1つ。
- 新興国にはさまざまな貿易上の課題が存在するが、それらは国際ルールの中に入れてきてもらうことによって解決すべきもの。
- 我々はルールに基づく貿易体制を強化するために協力していかねばならない。

References

- Baldwin, Richard. (2016) *The Great Convergence: Information Technology and the New Globalization*. Cambridge, MA: The Belknap Press of Harvard University Press.
- Falbermayr, Gabriel; Kimura, Fukunari; Okubo, Toshihiro; and Steininger, Marina. (2018) “Quantifying the EU-Japan Economic Partnership Agreement.” CESifo Working Papers 7241 (September)(www.cesifo-group.de/DocDL/cesifo1_wp7241.pdf).